



市内に在住する障害者を雇用する事業主に、奨励金を交付します！

## 障害者雇用奨励金のご案内

平成29年4月現在 魚津市役所商工観光課

要件	市内に住所をもつ事業者が、 ① <b>特定求職者雇用開発助成金</b> （厚生労働省）の支給対象となる市内障害者を、 <b>常時雇用</b> すること ② <b>職場適応訓練費</b> （厚生労働省）の支給対象となる市内障害者を、 訓練費の支給対象期間満了後に <b>常用雇用</b> すること
奨励金額	雇用する障害者1人につき <b>月額 2,000 円</b> （最長 24 か月）
交付期間	①の場合 雇用月の翌月から 24 か月（4 期分） ②の場合 訓練費の支給期間満了月の翌月から 24 か月 ※交付期間中に当該障害者を雇用しなくなった場合は、雇用しなくなった月の前月（雇用しなくなった月において 16 日以上雇用したときは、その月）までの期間とします。
申請期限	①の場合 富山労働局が交付する特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書の 交付の日から 1 か月以内 ②の場合 交付対象期の末日から 1 か月以内 ※交付期間が開始してからの 6 か月を第 1 期として、6 か月経過する各期ごとに申請してください。

### 提出書類

- ①申請書、請求書（魚津市ホームページからダウンロードできます）
- ②対象障害者内訳書（魚津市ホームページからダウンロードできます）
- ③①の場合 特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書の写し  
④の場合 国の訓練費の支給が確認できる書類
- ④勤務日数が確認できるもの（出勤簿、賃金台帳など）

※必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

【お問い合わせ先】魚津市役所商工観光課 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂1-10-1

☎ (0765) 23-6195 ✉ syokokanko@city.uzo.toyama.jp